

デジタル改革関連法の可決・成立に強く抗議し、 プライバシー権の保障と個人情報の保護を求めます（声明）

5月12日、参議院本会議において、デジタル改革関連法が、可決されました。コロナ禍で緊急事態宣言が延長・拡大される中で、様々な問題点を含む63本もの束ね法案が、十分な審議を重ねることなく成立されたことに強く抗議します。

個人情報保護のためには、その取得・保有・利用・提供のすべてに本人の同意原則を保障すべきですが、同法では低いハードルで目的外利用や第三者提供を認めるものとなっています。これは、個人情報の利活用を優先し、個人情報保護を後退させるものと言わざるをえません。国による個人情報の一元的管理の先に、行政・自治体のもつ個人情報をビッグデータとして民間へ提供されることが危惧されます。

9月の創設が予定されるデジタル庁は、内閣総理大臣に強大な権力を与え、各省庁・自治体・教育機関・医療機関等に、デジタル庁の勧告を尊重する義務を負わせています。デジタル庁職員は民間企業から多く採用され、IT等企業と行政との癒着・利権の温床となったり、住民との合意のもとに構築されてきた民主的な地方自治を侵害したりすることにつながりかねません。

菅政権は、2022年末までにすべての国民にマイナンバーカードを取得させようとしています。マイナンバーカードに保険証、運転免許証としての機能をもたせることや、銀行口座を紐付けることにより、マイナンバー制度を軸に個人情報を一元的に管理することがめざされています。このような国による個人情報管理は、市民生活への監視・管理を強めるものとなることが強く懸念されます。

長野県教職員組合執行委員会は、デジタル改革関連法の可決・成立に強く抗議し、プライバシー権の保障と個人情報の保護を求めるものです。

2021年5月13日

長野県教職員組合 執行委員会